

平成25年度
法令遵守推進制度に係る報告書

平成26年6月

目 次

1 要望等の記録・公表制度の運用状況	
(1) 平成25年度の運用状況	1
(2) 年度別の運用状況	2
2 法令遵守制度の他市の状況調査	
(1) 調査の目的及び手法	3
(2) 奈良県内及び類似団体の法令遵守等の条例等の制定状況	3
(3) 法令遵守に関する条例等を制定している団体の状況	3
(4) 要望等を全件記録している自治体について	6
(5) 要望等を公表している自治体について	6
3 法令遵守の推進に向けた意見	
(1) 運用状況について	7
(2) 生駒市法令遵守推進条例について	7
(3) 要望等の全件記録について	8
資料 1. 平成25年度の法令遵守委員会の実施状況	10
2. 平成25年度における法令遵守推進制度に係る職員研修の開催状況	10
3. 生駒市法令遵守推進条例	11
4. 生駒市法令遵守推進条例施行規則	16
5. 生駒市法令遵守委員会 委員名簿	20
調査資料 1. 平成20年度～平成24年度調査の概要	21
調査資料 2. 奈良県内及び類似団体の状況	22
調査資料 3. 法令遵守(コンプライアンス)条例の一覧	24
調査資料 4. 職員倫理条例の一覧	27
調査資料 5. 不当要求行為等防止の条例	30
調査資料 6. 公益通報の条例	31
調査資料 7. 要望記録の各市条例	32

1 要望等の記録・公表制度の運用状況

本制度の運用状況は、次表のとおりであった。

(1) 平成25年度の運用状況

○要望等の件数 計 185 件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	21	14	5	16	12	19	19	23	14	10	20	12	185

○内訳

1) 各部別

対応月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
市長公室	4			2	2	2		5	6	2	4	3	30
企画財政部	1	1	2	3	1			1					9
環境経済部				3				1				1	5
市民部			1			1	1	2		4	2	2	13
福祉部		2	1	1		1		2	2				9
こども健康部						3		2					5
建設部	7	4		2	6	1	10	1	2		4	1	38
都市整備部	3	1	1	4		2	6	4	3	3	5	1	33
開発部		1				1							2
上下水道部		1						1		1			3
会計課													
議会事務局													
農委事務局													
選管事務局								1					1
監査委員事務局					1	1							2
教育総務部	6	4		1							4		15
生涯学習部							1	3	1			4	9
消防本部	1				2	7	2		1		2		15
計	22	14	5	16	12	19	20	23	15	10	21	12	189

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない。

2) 要望者の区分別

対応月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
個人(公職者以外)	10	4	1	10	5	14	10	11	5	5	11	6	92
公職者	8	10	3	6	2	3	4	9	5	3	8	5	66
団体・法人	5	0	1	1	5	3	5	3	5	2	2	1	33
計	23	14	5	17	12	20	19	23	15	10	21	12	191

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない。

3) 要望等種類別

対応月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
要望・依頼	11	9	5	11	6	11	14	12	9	6	9	8	111
相談	1	1	0	0	1	2	0	5	3	2	4	1	20
意見・苦情	9	1	0	7	4	5	9	3	3	1	3	3	48
提言・提案	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	4	3	0	0	1	2	1	3	0	1	6	1	22
計	25	14	5	18	12	20	24	23	15	10	22	13	201

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない。

(2) 年度別の運用状況

○要望等の件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成21年度	11	8	18	18	19	11	17	12	12	10	20	16	172
平成22年度	15	26	33	16	14	15	20	13	17	17	9	12	207
平成23年度	5	13	17	13	20	21	15	9	13	19	10	16	171
平成24年度	6	16	16	20	11	9	16	13	6	7	17	15	152
平成25年度	21	14	5	16	12	19	19	23	14	10	20	12	185

○内訳

1) 各部別

	市長 公室	企画 財政部	市民部	福祉健康部		環境経済部	建設部	都市 整備部	開発部	上下水道部	会計課	議会 事務局	農委 事務局	選管 事務局	監査 事務局	教育 総務部	生涯 学習部	消防 本部	計
				福祉部	こども福祉部														
平成21年度	36	28	9	12		6	7	46	2	17				3	7	3	4		180
平成22年度	23	19	14	12		12	34	45	12	14				7	16	4	2	1	215
平成23年度	56	24	4	8		10	16	16	6	5			1		20	8	2	2	178
平成24年度	34	14	20			4	30	28	3	10	1				4	7	1	4	160
平成25年度	30	9	13	9	5	5	38	33	2	3				1	2	15	9	15	189

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない。

2) 要望者の区分別

	個人(公職者以外)	公職者	団体・法人	計
平成21年度	117	14	46	177
平成22年度	125	59	33	217
平成23年度	124	35	12	171
平成24年度	89	32	35	156
平成25年度	92	66	33	191

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない。

3) 要望等種類別

	要望・依頼	相談	意見・苦情	提言・提案	その他	計
平成21年度	118	7	99	5	1	230
平成22年度	111	13	95		38	257
平成23年度	85	16	88	4	11	204
平成24年度	76	10	61	4	17	168
平成25年度	111	20	48		22	201

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない。

2 法令遵守制度の他市の状況調査

(1) 調査の目的及び手法

本委員会は、生駒市法令遵守推進条例第16条に基づき設置されており、本条例の第16条第1項第2号には、本委員会の所掌事務として、「要望等の記録その他要望等への対応状況について、定期的に調査を実施し、必要な意見を述べること。」と規定されている。

本委員会は、この規定に基づき、毎年度調査を実施し、生駒市の法令遵守体制の確立や要望等の記録・公表制度について適正かつ効率的に実施されるよう報告を行ってきた。(調査資料. 1)

平成25年度は、より良い制度運用を考察するため、事務局に資料収集を要請し、他市の状況を調査し、制度、運用等を比較、検討することにした。

調査の手法としては、各市への照会に基づく調査が好ましいと考えるが、全国790市への調査は、労力も要するため、主に、インターネットによる検索にて実施した。

(2) 奈良県内及び類似団体の法令遵守等の条例等の制定状況

条例・規程等の制定状況は、奈良県内では、12市中5市、類似団体では、7市中6市、合計では、19市中11市(内、条例で制定は、6市)であった。ただ、不当要求に対する措置を規程等で制定している自治体も有ると推測できる。

条例の題名としては、法令遵守が3市、職員倫理が2市、公益通報が1市であった。また、不当要求への対処を規定している状況は、19市中10市(内、条例での規定は、5市)で、要望等の全件記録を定めた条例は、19市中1市で生駒市のみであった。

さらに、他市の条例等で注目すべき内容としては、内部統括監等の設置を規定しているのが2市(奈良市：法令遵守監察監、葛城市：倫理監督者)で、特定要求行為と不当要求行為に区分は、1市(大和高田市)であった。(調査資料. 2)

特に、不当要求行為への対処については、調査結果では、19市中10市であったが、他の市においても、規程等で定めていると推測でき、ほとんどの自治体では、何らかの対応はなされているものと推測できる。

(3) 法令遵守に関する条例等を制定している団体の状況

次のような検索条件で抽出した結果は、次のとおりであった。

条例の区分	市数	検索条件
法令遵守条例	51	「法令遵守 条例」、「コンプライアンス 条例」及び「公正な職務の執行 条例」
職員倫理条例	49	「市職員倫理 条例」
不当要求行為防止 条例	10	「不当要求行為 条例」

公益通報条例	7	「公益通報 条例」
計	116	※不当要求行為と公益通報の双方を含む条例が1市あった。

インターネットによる検索であるため、正確な数値とはいえないが、平成26年1月1日で市の数は、790市であり、15%の自治体で制定されており、さらに、条例以外の規程等で制定されている自治体も多いと推測できる。

また、条例の規定内容については、次のとおりであった。

条例の区分	抽出 条例数	不 当 求 へ の 対 処	公 益 通 報	職 員 の 責 務	市 民 の 責 務	外 部 委 員 会 の 設 置	内 部 統 括 の 監 設 置	運 用 状 況 の 公 表	要 望 等 の 全 件 記 録	贈 与 の 告 白
法令遵守	51	50 98%	38 75%	49 96%	38 75%	47 92%	8 16%	38 75%	8 16%	0 —
職員倫理	49	21 43%	2 4%	49 100%	21 43%	29 59%	8 16%	6 12%	0 —	33 67%
不当要求行為	10	10 100%	1 10%	10 100%	10 100%	1 10%	1 10%	1 10%	0 —	0 —
公益通報	6	0 —	6 100%	2 33%	0 —	6 100%	0 —	4 67%	0 —	0 —
計	116	81 70%	47 41%	110 95%	69 59%	83 72%	17 15%	49 42%	8 7%	33 28%

(注) 1市について、公益通報と不当要求行為に重複しているため、公益通報ではカウントしていない。

① 法令遵守の条例について

法令遵守の条例を制定している市は、51市であった。(調査資料. 3)

特徴としては、不当要求行為への対処、職員の責務及び外部委員会の設置が90%を超え、多くの自治体がこのような事項を規定していることがわかる。

さらに、公益通報、市民の責務及び運用状況の公表を規定している自治体も多く見られた。

ただし、要望等の全件記録を規定しているのは、生駒市を含め近畿地方の8市のみであり、全国的には少数であった。

また、多くの自治体は、19年度以降の制定であり、22年度以降は、19市あった。

② 職員倫理条例について

職員倫理条例を制定している市は、49市であった。(調査資料. 4)

特徴としては、職員の責務は条例名のとおり全ての自治体で規定しており、また、贈与等の報告が67%の自治体で規定しており、業者等との癒着を意識していることが伺える。

また、全ての自治体は、平成12年度以降の制定であり、国家公務員倫理法が平成12年4月1日に施行され、国に追随するように制定されたと推測できる。

また、22年度以降の制定は、4市であり、最近では制定される自治体は少ない。

③ 不当要求行為の条例について

不当要求行為の条例を制定している市は、10市であった。(調査資料. 5)

特徴としては、不当要求への対処、職員の責務及び市民等の責務は、すべての自治体で規定していた。さらに、不当要求行為の対処については、従来から条例以外の規程(要綱)で制定している自治体も多いと推測できる。

また、制定する自治体も10市とそれほど多くなく、22年度以降の制定は、1市であった。

④ 公益通報の条例について

公益通報の条例を制定している市は、7市であった。(調査資料. 6)

特徴としては、「公益通報」を冠した条例名のとおり、全ての自治体で公益通報を規定しており、また、その内容を審査する外部委員会等も全ての自治体で規定していた。また、運用状況の公表も67%の自治体で規定していた。

また、全ての自治体は、平成16年度以降の制定であり、公益通報者保護法が、平成16年に公布されたことによって、運用等について条例化されたと推測できる。

また、制定する自治体も7市とそれほど多くなく、22年度以降の制定はなかった。

⑤ まとめ

自治体の条例化の傾向としては、職員倫理条例、不当要求行為の条例及び公益通報の条例のように個別の事項に特化した条例化でなく、庁内における法令遵守体制の構築を図ることを目的に、社会的規範を守り、そのための体制までも整備するという意味を持つ「コンプライアンス(法令遵守)」を前面に掲げる自治体が増えてきていることが伺える。

また、「コンプライアンス委員会」の所掌事項に「公益通報に関する事項」を加え、不当要求行為及び公益通報制度に関し、委員会が一元的に取り扱うことにより、委員会の権限を強化し、コンプライアンス体制の一層の推進を図る傾向にある。

全件記録については、生駒市を含め8市あり、すべてが近畿地方であった。また、公職者のみ全件記録は生駒市のみであった。

多くの自治体では、不当要求行為があった場合には、記録することは規定されているものの、要望等の全件記録を規定している自治体は少ないのが現状である。

(4) 要望等を全件記録している自治体について

全件記録を行っている市は、8市であった。(調査資料. 7) この8市の状況は、次のとおりである。

① 記録の件数について

各自治体の人口に対する記録件数についての平均は、1.6%であった。一番多い比率の自治体は、高槻市で2.67%、続いて神戸市の2.38%であった。また、少ない比率の自治体は、明石市の0.09%、続いて生駒市の0.13%であった。

② 記録事項について

要望の記録する事項については、ほとんど変わらなかった。

ただ、明石市は、要望・提案等聞き取り調書と不当要求行為内容調書の2種類で運用されており、また、草津市は、不当要求行為等を伴う場合には、要望者の言動等も報告することとなっている。

③ 要望等の公表の状況について

運用状況の公表は、全ての自治体で実施されている。

ただ、要望等の概要を公表しているのは、生駒市を含め3市であった。

(5) 要望等を公表している自治体について

要望等を公表している3市の状況は、次のとおりであった。

市名	記録件数 下段：人口比率	公表の条例規定	公表対象	公表内容	公表周期
生駒市	152件 0.13%	要望等の概要、対応の方針、方法等の概要	全件	要望者、件名、要望等の概要、対応方針等の概要、担当部署	毎月
明石市	264件 0.09%	要望等の概要、対応の方針、方法等の概要	主要な要望	件名、意見の要旨、回答(市の考え方)、担当課、担当課電話番号	毎月
篠山市	666件 1.52%	要望等の概要	全件	要望要旨、受付課	年2回

※明石市の場合、公表している件数は、102件

① 条例の規定

条例の規定では、生駒市と明石市は、「要望等の概要、対応の方針、方法等の概要を公表するものとする。」と規定している。ただし、公表対象としているのは、

明石市の場合、主要な要望について公表され、記録された件数の約40%であった。また、篠山市の場合は、要望要旨（件名）の公表である。

② 公表している内容等について

生駒市と明石市はほぼ同様で、要望者、件名、要望等の概要、対応方針等の概要、担当部署等を毎月公表している。

また、篠山市は、概要（件名）と担当課のみである。

3 法令遵守の推進に向けた意見

(1) 運用状況について

平成25年度は、185件でほぼ例年通りであり、概ね、適切に記録・報告がなされていると思われる。(H23:171件、H24:152件)ただ、次の点について、改善が必要と考える。

- ① 以前に法令遵守推進条例に基づき警告を発した者の要望記録が多く、その中には、不当要求行為と判断されるものもあり、適切な対応が必要である。
- ② ホームページの掲載・公表文書について、元の「要望等記録票兼報告書」の内容と相当異なるような掲載・公表文書となっていることが見受けられる。このような場合において、所管課の確認の際に修正されているようだが、要望内容を正確かつ明瞭に掲載する必要がある。要望内容が十分伝わらなくなるような修正は行わないようにしなければならない。
- ③ 不当要求行為の可能性の有無について、記載がなかったり、不当要求行為と思われる要望に対し適切な記載がないものが散見でき、正確に記録するように徹底を図る必要がある。
- ④ 要望等記録兼報告書に旧様式が混在している。最新の様式での記録の徹底を図る必要がある。

(2) 生駒市法令遵守推進条例について

他市への状況調査で、生駒市法令遵守推進条例の規定について検討した。

① 内部統括監の設置について

内部統括監の設置の規定は、116市中17市（15%）見受けられた。

生駒市では、このような規定はないが、要望等の全件記録や公表制度及び本委員会や事務局での対応や指導等によって適切に対応や運用がなされており、特に、設置する必要性はないと考える。

【参考】奈良市法令遵守の推進に関する条例の法令遵守監察監の規定

- 1 市長は、本市の組織における法令遵守の状況を管理させるため、法令遵守監察監を置くものとする。

2 法令遵守監察監は、日常的な法令遵守及び不当要求行為等への対処に関し、職員からの相談に応じ、職員の指導を行うものとする。

② 市民等の責務について

市民等の責務の規定は、116市中69市（59%）見受けられた。

しかし、市民の正当な権利である要望等を抑止することにつながりかねず、条例の目的である「市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、もって市民の利益の保護に資する」ことを妨げるような恐れが有るため、明記すべきではないと考える。

【参考】中間市のコンプライアンス条例の市民の責務の規定

- 1 市民は、自らが地方公共団体を構成する一員であることを深く自覚し、常に市政の運営に関心を払うことによって、公正かつ適正な手続による行政運営の確保に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 2 何人も、本市職員に対して、公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求めてはならない。

③ 要望等の記録及び公表について

要望等の記録及び公表の規定は、116市中8市（7%）で、全国的には、規定をしている自治体は少ない。

しかし、生駒市のこれまでの取り組みから考えると、法令遵守を推進するには必要と考える。

(3) 要望等の全件記録について

① 記録すべき項目について

他の自治体と比較しても相違がなく、従来どおりの内容を継続すべきである。

② 公表の対象について

生駒市の条例規定は、明石市と同様であるが、その取り扱いには差異が見受けられる。生駒市の場合、報告された要望等の全てを公表しているが、明石市の場合、主要な要望に限定し、公表している。

【参考】生駒市法令遵守推進条例（抄）

（要望等の記録）

第6条 職員は、要望等（要望等を行う者（以下「要望者」という。）が公職者以外の者であるときにあっては、当該要望等が職員に対して職務に関する具体的な行為をし、又はしないことを求めるものに限る。）を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。

（記録の例外）

第7条 職員は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当す

る要望等については、その内容を記録しないことができる。

- (1) 公式又は公開の場において行われる要望等
- (2) 他の法令等又は制度において内容を記録することとされている要望等
- (3) 単に事実関係、手続等を確認し、又は問い合わせる要望等
- (4) 次のいずれかに該当する要望等のうち、公正な市政の運営を阻害するおそれがないと認めるもの
 - ア 日常的に行われる営業活動に係る要望等
 - イ 公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされる要望等
 - ウ 職員が多数の要望者に順次対応するような要望等であって、記録することが困難なもの
 - エ その場で用件が終了し、職員が要望者に対して改めて対応し、又は回答する必要がない要望等

(記録された要望等の公表)

第9条 市長は、第6条第1項の規定により記録された要望等を取りまとめ、その概要及び要望等への対応の方針、方法等の概要を定期的に公表するものとする。ただし、公表することにより、要望者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある要望等については、この限りでない。

2 前項の規定により公表するときにあつては、氏名、住所等の要望者が特定される情報(公職者の氏名及び法人その他の団体の名称を除く。)は、掲載しないものとする。

公表する要望等を限定させることは、公表に係る事務量の軽減などのメリットは考えられるものの、公表するかいなかの判断が別途必要となり、どちらが良いかは判断できない。

一方、生駒市では、年間180件程度の要望等の記録があり、全てを公表しているが、記録の例外に該当するような要望等の記録も少なく、公表に係る事務の負担も多いとも言いがたい。

このことから、現時点において、公表する要望等を限定させる必要は見当たらないと考える。

③ まとめ

他の自治体の条例、運用等の比較調査をふまえて、検討を行ったが、上記の通りであり、現時点において、生駒市の法令遵守推進条例を改正し、あるいは運営等を変更する必要はないと考えられるが、今後も継続して、本件制度の確実かつ効果的、効率的な運用が実施されるよう検討を行う予定である。

< 資料 1 > 平成25年度法令遵守委員会の実施状況

	開催日	会議内容
第1回	平成25年4月19日(金)	○報告書(案)に係る協議 ○年間実施計画の策定に係る協議
第2回	平成25年7月8日(木)	○「平成24年度法令遵守推進制度に係る報告書」を市長に提出 ○平成25年度調査に係る協議
第3回	平成25年11月22日(金)	○委員長の選任及び職務代理者の指名 ○平成25年度調査に係る協議
第4回	平成26年3月4日(火)	○報告書(案)に係る協議

< 資料 2 > 平成25年度における法令遵守推進制度に係る職員研修の開催状況

開催日時	開催内容 (講師名)	対処職員
10月16日(水) 午後1時30分～4時	不当要求防止責任者講習会 ((財)奈良県暴力団追放県民 センター事務局長 他)	管理職職員

<資料3> 生駒市法令遵守推進条例

(目的)

第1条 この条例は、職員の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のための体制を整備し、市政の運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進することにより、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、もって市民の利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に属する職員で常勤のもの及び同条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者（以下「受託者」という。）が行う当該契約に基づく事業に従事する者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行う市の公の施設の管理業務に従事する者

エ 市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は市と密接な関係にあると認められる法人で、規則で定めるもの（以下「出資団体等」という。）が行う事業に従事する者

オ アからエまでの者であった者

(3) 法令等 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに条例及び規則その他の規程をいう。

(4) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(5) 公職者 国会議員、地方公共団体の議会の議員及び他の地方公共団体の長並びに秘書その他のこれらの者の活動を補佐する者をいう。

(6) 要望等 職員以外の者が職員に対して行うその職員の職務に関する要望、提言、相談、意見、苦情その他これらに類する行為をいう。

(7) 不当要求行為 次に掲げる行為をいう。

ア 正当な理由なく次に掲げることを求める行為

(ア) 特定の者に対して有利な又は不利な取扱いをすること。

(イ) 特定の者に対して義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。

(ウ) 執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに行わないこと。

イ 職務上知り得た秘密を漏らすことを求める行為

ウ 法令等に違反すること又は職員の職務に係る倫理に反することを求める行為

エ 職員の公正な職務の執行を妨げることが明白である要望等をする行為

オ 暴力、威圧的な言動その他の社会的相当性を逸脱した不正な手段により要望等をする行為

(8) 公益目的通報 職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的

その他の不正の目的でなく、市の事業、市との契約により受託者が行う事業、指定管理者が行う市の公の施設の管理業務又は出資団体等が行う事業について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、生駒市法令遵守委員会（以下「委員会」という。）に通報することをいう。

(9) 通報対象事実 次の各号のいずれかに該当する事実をいう。

ア 法令等に違反し、又は違反することとなるおそれのある事実

イ 人の生命、身体、財産その他の権利利益を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実（アに該当する事実を除く。）

（市の責務）

第3条 市は、透明性の高い公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保するよう十分に配慮するとともに、法令等の遵守に関する啓発、不当要求行為及び公益目的通報に適切な対応ができる体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、法令等を遵守するとともに、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公共の利益のために公正な態度で職務を執行しなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務及び地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 職員は、職務に関する権限の行使に当たっては、市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。

4 職員は、職務上知り得た情報を適正に管理し、公正な職務の執行を損なわないようにしなければならない。

（要望等及び不当要求行為への対応）

第5条 市は、市民本位の開かれた市政の運営を推進するために、市政に関する要望等の重要性を十分認識し、誠実かつ適正に対応しなければならない。

2 市は、不当要求行為が行われたとき（不当要求行為が行われるおそれがあると認めるときを含む。）は、公正な職務の執行及び職員の安全の確保を図るため、組織的に毅然とした態度で対応しなければならない。

（要望等の記録）

第6条 職員は、要望等（要望等を行う者（以下「要望者」という。）が公職者以外の者であるときにあっては、当該要望等が職員に対して職務に関する具体的な行為をし、又はしないことを求めるものに限る。）を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。

2 要望等の記録に関し必要な事項は、規則で定める。

（記録の例外）

第7条 職員は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する要望等については、その内容を記録しないことができる。

(1) 公式又は公開の場において行われる要望等

(2) 他の法令等又は制度において内容を記録することとされている要望等

(3) 単に事実関係、手続等を確認し、又は問い合わせる要望等

(4) 次のいずれかに該当する要望等のうち、公正な市政の運営を阻害するおそれがないと認めるもの

ア 日常的に行われる営業活動に係る要望等

イ 公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされる要望等

ウ 職員が多数の要望者に順次対応するような要望等であって、記録することが困難なもの

エ その場で用件が終了し、職員が要望者に対して改めて対応し、又は回答する必要がない要望等

(確認の機会の付与等)

第8条 要望者は、第6条第1項の規定による記録の内容について、任命権者に対して確認を求めることができる。この場合において、任命権者は、速やかに要望者に対して当該記録を提示するとともに、確認の結果、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(記録された要望等の公表)

第9条 市長は、第6条第1項の規定により記録された要望等を取りまとめ、その概要及び要望等への対応の方針、方法等の概要を定期的に公表するものとする。ただし、公表することにより、要望者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある要望等については、この限りでない。

2 前項の規定により公表するときにあつては、氏名、住所等の要望者が特定される情報(公職者の氏名及び法人その他の団体の名称を除く。)は、掲載しないものとする。

(不当要求行為に対する措置)

第10条 市長は、明らかに不当要求行為があつたと認めるときは、当該不当要求行為を行った者に対する書面による警告、捜査機関への告発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、不当要求行為を行った者が不当要求行為を中止しないときは、当該不当要求行為を行った者の氏名、不当要求行為の内容、講じた措置の内容その他の事項について公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該不当要求行為を行った者にその理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、要望等が不当要求行為であるかどうかを判断できない場合において必要があると認めるときは、委員会に諮問するものとする。

5 市長は、前項の規定による諮問をしたときは、委員会の答申を尊重して、当該要望等に対して必要な措置を講じなければならない。

(公益目的通報)

第11条 職員等は、公益目的通報をするときは、実名により行うものとする。ただし、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由を委員会に示すときは、この限りでない。

(不利益取扱いの禁止等)

第12条 公益目的通報をした者(以下「通報者」という。)は、公益目的通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

2 公益目的通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた通報者は、その旨を委員会に申し出ることができる。この場合において、当該通報者が当該公益目的通報を行った後に受けた不利益な取扱いは、特段の理由がない限り、当該公益目的通報をしたことを理由としてなされたものと推定する。

3 市長及び任命権者(以下「市長等」という。)は、通報者を保護するため、通報者が特定されるおそれがある情報を公開してはならない。

(公益目的通報に係る調査等)

第13条 委員会は、公益目的通報を受けたときは、当該公益目的通報に係る通報対象事実について、速やかに調査を行うものとする。

2 市長等、職員等、受託者、指定管理者及び出資団体等は、前項の調査に協力しなければならない。

3 委員会は、第1項の調査の結果に基づき審査を行い、通報対象事実があると認めるときは、その内容を明らかにする資料に、是正のために必要な措置等についての意見を付して市長等に報告するものとする。

4 委員会は、第1項の調査の結果、通報対象事実がないと認めるとき又は調査を尽くしても通報対象事実の存否が明らかにならないときは、その旨を市長等に報告するものとする。

5 委員会は、通報者に対し、第1項の調査の結果を通知しなければならない。ただし、匿名によるとき又は当該通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

6 第2項の規定による調査に協力をした者は、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(公益目的通報に係る措置等)

第14条 市長等は、前条第3項の規定による報告を受けた場合において、通報対象事実があると認めるときは、是正又は防止のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずるよう勧告しなければならない。

2 市長等は、前項に規定する措置を講じたときは、当該措置の概要について公表するものとする。

3 市長等は、第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告の内容その他の事項について公表することができる。

4 市長等は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者にその理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

5 委員会は、市長等が正当な理由なく第1項に規定する措置を講じないときは、その旨を公表することができる。

6 任命権者は、職員が自ら関与している通報対象事実について公益目的通報をした場合における当該職員に対する懲戒処分については、通常の処分より軽減することができるものとする。

7 市長等は、通報対象事実が無いことが判明した場合において関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措置を講ずるものとする。

(不利益な取扱いを受けた通報者からの申出についての準用)

第15条 第13条及び前条(第6項を除く。)の規定は、第12条第2項の規定による申出について準用する。

(法令遵守委員会)

第16条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項のほか、次に掲げる事項を所掌させるため、委員会を置く。

(1) この条例の施行に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること。

(2) 要望等の記録その他要望等への対応の状況について、定期的に調査を実施し、必要な意見を述べること。

(3) その他市長が必要と認める事項

2 委員会は、委員3人をもって組織する。

3 委員は、学識経験者その他法令等又は行政の運営に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用状況の公表)

第17条 市長は、記録した要望等及び公益目的通報の件数その他この条例の運用の状況を毎年度公表するものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年9月生駒市規則第19号で平成19年11月1日から施行。ただし、第16条

第3項の規定は、同年9月7日から施行)

(生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

< 資料 4 > 生駒市法令遵守推進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、生駒市法令遵守推進条例(平成 19 年 6 月生駒市条例第 21 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(出資団体等)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号エに規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 生駒市土地開発公社
- (2) 財団法人生駒メディカルセンター
- (3) 社会福祉法人生駒市社会福祉協議会
- (4) 公益社団法人生駒市シルバー人材センター

(要望等の記録)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定により要望等を記録するに当たっては、不実又は虚偽の記録をしてはならない。

2 条例第 6 条第 1 項の規定による要望等を受けたときは、要望等の意図及び内容を正確に把握するため、可能な限り複数の職員で対応するとともに、要望者に要望等を記録した内容(以下「記録内容」という。)の確認を求めるように努めるものとする。

3 条例第 6 条第 1 項の規定により記録する事項は、次に掲げる事項(要望者が明らかにしない事項を除く。)とする。

- (1) 要望等を受けた日時
- (2) 要望等を受けた方法
- (3) 要望等を受けた場所
- (4) 要望者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (5) 要望等を受けた職員の所属名、職名及び氏名
- (6) 要望等の件名及び内容
- (7) 要望者に対する回答の内容
- (8) 要望等への対応の結果
- (9) 要望者による記録内容の確認の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、要望等を記録するために必要な事項

(記録内容の報告等)

第 4 条 職員は、記録内容を所属長を経て、当該職員の所属に係る部長(市長事務部局の公室長若しくは部長、上下水道部長、消防長、教育委員会事務局の部長又は議会事務局長をいう。以下同じ。)に報告するものとする。

2 前項の場合において、職員が特別職に属する職員で常勤のもの又は教育長であるときは、当該記録内容を所管する部長に送付するものとする。

3 前 2 項の規定による報告又は送付を受けた部長は、当該記録内容について、次に掲げるところにより生駒市法令遵守対策会議に送付するものとする。

- (1) 記録内容が日常的、定例的又は軽易なものであるときは、毎月末日までに受けた要望等に係る記録内容を翌月の 10 日までに送付するものとする。
- (2) 記録内容が重要、異例又は不当要求行為に該当すると認めるときは、直ちに送

付するものとする。

(事案の移送)

第5条 職員は、当該職員以外の職員の職務に関する要望等を受けたときは、当該事案を所管する所属の職員に適切に移送するものとする。

(記録内容の確認後の措置)

第6条 条例第8条後段に規定する措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処理を行うものとする。

- (1) 記録されている情報に誤りがある場合 当該情報の訂正
- (2) 記録されるべき情報が明らかに記録されていない場合 当該情報の追加
- (3) 事実でない情報が記録されている場合 当該情報の削除

(公益目的通報の方法)

第7条 条例第11条に規定する公益目的通報(以下「公益目的通報」という。)をするときは、客観的な資料により誠実に行うものとする。

第8条 公益目的通報は、次に掲げる事項(条例第11条ただし書に規定する場合にあっては、第1号を除く。)を記載した書面を、生駒市法令遵守委員会(以下「委員会」という。)があらかじめ指定した場所に送付して行うものとする。ただし、委員会があらかじめこれ以外の方法を指定したときは、その方法によることができる。

- (1) 通報者の氏名及び連絡先
- (2) 通報対象事実に係る行為をしようとしている者又はした者の氏名又は名称、通報対象事実の具体的な態様、時期及び場所その他の通報対象事実を特定することができる事項

(公益目的通報に関する相談)

第9条 職員等は、公益目的通報をしようとする内容についてあらかじめ委員会の意見を聴きたいときは、書面により意見を求めることができる。

(公益目的通報の受理等)

第10条 委員会は、職員等からの公益目的通報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを受理しないことができる。

- (1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的であることが明らかなきとき。
- (2) 通報対象事実が無いことが明らかなきとき。
- (3) 公益目的通報をした者に説明を求めても当該公益目的通報に係る行為を行った者又は当該行為の内容を把握できず調査ができないとき。

2 委員会は、公益目的通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、速やかに通知しなければならない。ただし、匿名によるとき、又は通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

(不利益取扱いに係る申出の方法)

第11条 条例第12条第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面を、委員会があらかじめ指定した場所に送付して行うものとする。

- (1) 通報者の氏名及び連絡先
- (2) 不利益な取扱いを受ける理由となった公益目的通報の内容

- (3) 不利益な取扱いをした者の氏名又は名称、不利益な取扱いの具体的な態様、時期及び場所その他の不利益な取扱いを特定することができる事項
(意見聴取の方法)

第12条 条例第10条第3項及び第14条第4項の規定による意見聴取は、意見を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、市長又は任命権者がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

- 2 意見の陳述に当たっては、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
3 市長又は任命権者は、意見を記載した書面の提出期限までに相当な期間において、意見聴取の対象となる者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 公表の理由
(2) 意見を記載した書面の提出先及び提出期限
(法令遵守委員会)

第13条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員が、その職務を代理する。
4 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
5 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会が支障がないと認めるときは、公開することができる。
6 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、委員会の決議があったときは、当該事案に係る議決に参加することができない。
7 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。
8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(公表の方法)

第14条 条例第9条第1項本文、第10条第2項、第14条第2項、第3項及び第5項並びに第17条の規定による公表は、公表を行う者が指定する場所で閲覧に供する方法、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の公表を行う者が必要と認める方法により行うものとする。

(法令遵守対策会議)

第15条 次に掲げる事項を所掌させるため、生駒市法令遵守対策会議(以下「対策会議」という。)を置く。

- (1) 条例第6条第1項の規定により記録された要望等の内容並びに当該要望等への対応の方針及び対応の結果の確認を行うこと。
(2) 要望等への対応について総合的な調整を行うこと。
(3) 不当要求行為に係る対応の方針及び講ずべき措置の検討並びに委員会との調整を行うこと。
(4) 公益目的通報に係る措置等について総合的な調整を行うこと。

(5) 法令遵守体制に関する事項について、調査検討、啓発及び情報提供を行うこと。

(6) その他法令遵守体制の整備に関し必要な事項

- 2 対策会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長は市長を、副委員長は副市長、教育長及び水道事業管理者をもって充てる。
- 3 委員は、市長事務部局の公室長及び部長、上下水道部長、消防長、教育委員会事務局の部長並びに議会事務局長をもって充てる。
- 4 委員長は、対策会議を代表し、対策会議の事務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 対策会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(施行の細目)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(平成20年3月規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月規則第14号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

<資料5> 生駒市法令遵守委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職
委 員 長	秋 田 仁 志	弁 護 士
職 務 代 理 者	丹 羽 徹	大 学 教 授
委 員	九 鬼 康 夫	大 阪 府 市 長 会 事 務 局 長

調査の概要

調査資料. 1

年度	調査の名称	調査対象	調査方式	調査数 又は回答数	調査の目的
H20	要望等の記録・公表制度についての実態調査(第1回)	企画財政部 建設部 都市整備部 開発部	対象課における来庁、架電の記録(5日間)	19 課	報告件数の減少をふまえ、各課において要望等がそもそもわづかしかかなかつたのか、あるいは記録化の例外的なものではないかと迷って「要望等記録票兼報告書」が作成されなかつたのかなど、各所属における要望等の実態及び本制度への対応の実態を把握するため。
	要望等の記録・公表制度についての実態調査(第2回)	都市整備部	対象課における来庁、架電の記録(3日間)及び意見交換会(課長補佐)	4 課	所属における要望等の実態及び本制度への対応の実態を把握するため。
H21	要望等の記録・公表制度についての庁内運用調査	福祉健康部 建設部	対象課における来庁、架電の全記録(5日間)及び意見交換会(課長)	11 課	平成 20 年度に引き続き、各所属における要望等の実態及び本制度への対応の実態を把握するため。
H22	要望等の記録・公表制度についての庁内運用調査	生活環境部 市民部	対象課における来庁、架電の記録分析及び意見交換会(課長)	8 課	平成 21 年度に引き続き、各所属における要望等の実態及び本制度への対応の実態を把握するため。
	職員意識調査	全正職員 (874名)	アンケート調査(教育・消防・公営企業部門含む)	211 名	本制度が職員の職務への意識、仕事にどのように影響しているか調べ、本制度の有効性を検証するため。
	たけまるモニターへの認識度調査	市民 (登録 567 名)	アンケート調査	219 名	本制度における取組がどの程度認識されているかを把握するため。
H23	要望等の記録・公表制度についての庁内運用調査	市長公室 (庁内)	対象課における来庁、架電の記録分析(5日間)及び意見交換会(課長)	4 課	平成 22 年度に引き続き、各所属における要望等の実態及び本制度への対応の実態を把握するため。
H24	法令遵守制度に係る調査	全課(51 課)	アンケート調査	51 課	制度及び要望等記録票の記入の方法(記録票を 2 種作成し、簡素又は詳細に記録する等)に関する意見、提案等について各課に尋ねるため。

奈良県内及び類似団体の状況

調査資料. 2

類似団体

条例名	施行日	条例で 規定 の	法令遵 守に關 する条 例	不当要 求への 対処	公益通 報	職員の 責務	市民等 の責務	外部委 員会の 設置	内部統 轄監の 設置	運用状 況の公 表	要望全 件記録 制度	備考
N0												
1	平成19年4月1日		x	x			x	(*)	x		x	外部委員会の設置:市政監察員
2	平成24年4月1日		x						x		x	
3	平成11年12月1日	x	x		x		x	x	x	x	x	
4	平成15年4月1日	x	x		x	x	x	x	x	x	x	
5	平成17年2月1日	x	x		x	x	x	x	x	x	x	
6	平成18年3月26日	x	x		x	x	x	x	x	x	x	特異重要な苦情の申出に係る報告
	平成21年12月1日	x	x		x	x	x	x	x	x	x	

他に、海老名市あり

類似団体数	7	2	0
(%)		29%	0%
条例・規程等を有する市数	6	2	0
	86%	33%	0%
条例を有する市数	2	2	0
	29%	100%	0%

奈良県内と類似団体数	19	6	3
(%)		32%	16%
条例・規程等を有する市数	11	6	3
	58%	55%	27%
条例を有する市数	6	6	3
	32%	100%	50%

法令遵守(コンプライアンス)条例の一覧

N0	条例名	施行日	不当要求への対処	公益通報	職員の責務	市民等の責務	外部委員会の設置	内部統轄監の設置	運用状況の公表	要望事件記録制度	備考
1	長岡京市における法令遵守の推進に関する条例	平成16年4月1日								×	
2	丸亀市法令遵守推進条例	平成17年10月1日		×				×		×	
3	新潟市における法令遵守の推進等に関する条例	平成17年10月1日				×		×		×	
4	大阪市_職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例	平成18年4月1日				(*)		×		×	市民等の責務, 委託業者のみ
5	神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例	平成19年1月1日		×		×		×			
6	石巻市_信頼される市政のためのコンプライアンス条例	平成19年4月1日				(*)		×	×	×	市民等の責務, 市民の理解及び協力
7	嬭野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行を確保する条例	平成19年4月1日		×				×	×	×	
8	豊田市法令遵守推進条例	平成19年4月1日		×					×	×	
9	枚方市_職務の執行に対する意見, 要望等の記録等に関する条例	平成19年4月1日		×	×			×			
10	甲賀市法令遵守の推進条例	平成19年4月1日						×		×	
11	奈良市法令遵守の推進に関する条例	平成19年4月1日		×						×	
12	雲仙市職員の法令遵守の推進等に関する条例	平成19年6月15日				(*)		×	×	×	市民等の責務, 市民の理解及び協力
13	呉市における法令遵守の推進に関する条例	平成19年7月1日				×		×		×	
14	鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例	平成19年7月1日						×		×	
15	草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例	平成19年7月1日			×	×		×	(*)	×	運用状況の公表, 公益通報のみ
16	東久留米市における法令遵守の推進等に関する条例	平成19年10月1日							×	×	
17	生駒市法令遵守推進条例	平成19年11月1日				×		×			
18	和泉市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例	平成20年1月1日		×			×	×	×	×	
19	旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例	平成20年4月1日						×		×	

法令遵守(コンプライアンス)条例の一覧

N0	条例名	施行日	不当要求への対処	公益通報	職員の責務	市民等の責務	外部委員会の設置	内部統轄監の設置	運用状況の公表	要望事件記録制度	備考
20	厚木市職員の公正な職務の執行の確保等に関する条例	平成20年4月1日				x		x		x	
21	瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例	平成20年4月1日								x	
22	福知山市における法令遵守の推進等に関する条例	平成20年6月26日						x		x	
23	京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例	平成20年12月1日		x				x		x	
24	高槻市公正な職務の執行の確保等に関する条例	平成20年12月19日		x		x		x			
25	加西市コンプライアンス条例	平成21年4月1日		x			x			x	
26	旭川市市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例	平成21年4月1日						x		x	
27	堰屋川市法令遵守に関する条例	平成21年4月1日				(*)	(*)	x		x	市民等の責務;委託業者のみ 外部委員会;法令遵守外部委員
28	新発田市市政における法令遵守の推進等に関する条例	平成21年4月1日				(*)		x		x	市民等の責務;市民等の協力
29	草津市政の透明化の推進および公正な職務執行の確保に関する条例	平成21年4月1日		x							
30	松江市法令遵守推進条例	平成21年10月1日		x				x	x	x	
31	盛岡市市政における公正な職務執行の確保に関する条例	平成22年1月1日						x		x	
32	佐倉市公務員の公正な職務執行の確保に関する条例	平成22年3月26日		x		x	x	x	x	x	
33	阿蘇市法令遵守の推進に関する条例	平成22年4月1日	x				x	x	x	x	
34	小郡市コンプライアンス条例	平成22年7月1日				(*)		x	x	x	市民等の責務;市民の協力
35	明石市法令遵守の推進等に関する条例	平成22年7月1日						x			
36	近江八幡市コンプライアンス条例	平成22年10月1日						x	x	x	
37	六栗市信頼される市政のためのコンプライアンス条例	平成23年3月11日						x		x	
38	燕市職員の法令遵守の推進等に関する条例	平成23年4月1日						x		x	

法令遵守(コンプライアンス)条例の一覧

調査資料. 3

N0	条例名	施行日	不当要求への対処	公益通報	職員の責務	市民等の責務	外部委員会の設置	内部統轄監の設置	運用状況の公表	要望全件記録制度	備考
39	篠山市公正な職務の執行の確保等に関する条例	平成23年4月1日					(*)				外部委員会:公正職務相談員
40	宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例	平成23年7月1日				x		x	(*)	x(*)	運用状況の公表:審査会への報告要望 要望全件記録制度:公職者のみ
41	恵那市法令遵守の推進等に関する条例	平成24年1月1日					(*)	x		x	外部委員会:法令遵守相談員(外部)
42	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例	平成24年4月1日					(*)	x			外部委員会:外部監察員
43	大和高田市法令遵守推進条例	平成24年4月1日						x		x	
44	筑後市法令遵守の推進等に関する条例	平成24年4月1日						x		x	市民等の責務:市民等の協力
45	成田市コンプライアンス条例	平成24年7月1日						x	x	x	
46	藤沢市における法令の遵守に関する条例	平成24年12月1日						x		x	市民等の責務:市民等の協力
47	高松市職員の倫理および公正な職務の執行の確保に関する条例	平成24年12月26日						x		x	
48	松山市コンプライアンス条例	平成25年1月1日						(*)		x	内部統轄監の設置:コンプライアンス責任者
49	周南市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例	平成25年4月1日						x		x	
50	玉野市コンプライアンス条例	平成25年6月24日						x	x	x	
51	中間市コンプライアンス条例(改正)	平成25年8月1日						x		x	

市数	51	50	38	49	38	47	8	38	8
	(%)	98%	75%	96%	75%	92%	16%	75%	16%

H26.1.1現在 790市
(参考)

内、20市が指定都市
23特別区、746町、183村 計1,742自治体

職員倫理条例の一覧

調査資料.4

N0	条例名	施行日	不当要求への 対処	公益通 報	職員の 責務	市民等 の責務	外部委 員会の 設置	内部統 轄監の 設置	運用状 況の公 表	要望全 件記録 制度	贈与等 の報告	備考
1	京都市職員の倫理の保持に 関する条例	平成12年4月1日	×	×	×	×	×	×	×	×		
2	高知市職員倫理条例	平成12年12月26日	×	×		×	×	×	×	×		
3	長岡京市職員倫理条例	平成13年4月1日	(*)	×		×	×	×	×	×		不当要求への対処:業者等の不当要求に 限定
4	横須賀市職員倫理条例	平成13年4月1日	×	×			×	×	×	×		
5	藤井寺市職員倫理条例	平成13年4月1日		×			×	×	×	×	×	
6	岐阜市職員倫理条例	平成13年6月29日	×	×		×	×	×	×	×		
7	宝塚市職員倫理条例	平成13年7月1日		×		×	×	×		×	×	
8	鹿沼市職員倫理条例	平成14年4月1日	×	×		×	×	×	×	×	×	
9	野々市市職員倫理条例	平成14年6月24日	×	×			×	×	×	×	(*)	贈与等の報告:市長等の贈与等の報告
10	豊田市職員倫理条例	平成14年7月1日	×	×		×	×	(*)		×		内部統轄監の設置:倫理監督監
11	加古川市職員倫理条例	平成14年7月1日		×		×		×	×	×		
12	大牟田市職員倫理条例	平成15年2月1日		×				×	×	×		
13	亀岡市職員倫理条例	平成15年4月1日	(*)	×			×		×	×		不当要求への対処:事業者等の不当要求
14	徳島市職員倫理条例	平成15年4月1日	×	×				(*)	×	×		内部統轄監の設置:倫理監督職員
15	松原市職員倫理条例	平成15年4月1日	×	×				×	×	×		
16	浜松市職員倫理条例	平成15年4月1日	×	×		×	×	×	×	×		
17	静岡市職員倫理条例	平成15年4月1日	×	×		×	×	×	×	×	×	
18	長崎市職員倫理条例	平成15年5月2日		×			×	(*)	×	×	×	内部統轄監の設置:倫理監督者

職員倫理条例の一覧

調査資料. 4

N0	条例名	施行日	不当要求への対処	公益通報	職員の責務	市民等の責務	外部委員会の設置	内部統轄監の設置	運用状況の公表	要望事件記録制度	贈与等の報告	備考
19	東大阪市職員倫理条例	平成15年10月1日	×	×				(*)	×	×		内部統轄監の設置:倫理監督者
20	真岡市職員倫理条例	平成15年10月1日	×	×			×	×	×	×	×	
21	和泉市職員倫理条例	平成15年12月29日	×	(*)				(*)	×	×		公益通報:倫理通報 内部統轄監の設置:倫理監督者
22	名古屋市の職員の倫理の保持に関する条例	平成16年4月1日	×	×		×		×		×		
23	阿久根市職員倫理条例	平成16年4月1日		×		×		×	×	×		
24	舞鶴市職員倫理条例	平成16年5月19日		×				×	×	×		
25	葛城市職員倫理条例	平成16年10月1日		×		×	×	(*)	×	×	×	内部統轄監の設置:倫理監督者
26	立川市職員倫理条例	平成16年11月1日		×				×	×	×		
27	柳川市職員倫理条例	平成17年3月21日		×		×	×	×	×	×	×	
28	光市職員倫理条例	平成17年4月1日	×	×		×		×	×	×		
29	出水市職員倫理条例	平成18年3月13日		×		×		×	×	×		
30	美作市職員倫理条例	平成18年6月30日	×	×		×	×	×	×	×		
31	三木市職員倫理条例	平成18年10月1日	×	×		×		×	×	×		
32	国分寺市職員倫理条例	平成19年1月1日	×	×		×		×	×	×		
33	木津川市職員倫理条例	平成19年3月12日	(*)	(*)			×	×	×	×	×	不当要求への対処:事業者等の不当要求の措置 公益通報:倫理通報
34	吉野川市職員倫理条例	平成19年4月1日	×	×		×		×	×	×	(*)	贈与等の報告:市長等の贈与等の報告
35	下関市職員倫理条例	平成19年4月1日	×	×		×		×		×		
36	みやま市職員倫理条例	平成19年6月12日		×		×	×	×	×	×	×	

職員倫理条例の一覧

調査資料. 4

条例名	施行日	不当要求への 対処	公益通 報	職員の 責務	市民等 の責務	外部委 員会の 設置	内部統 轄監の 設置	運用状 況の公 表	要望全 件記録 制度	贈与等 の報告	備考
N0											
37 行橋市職員倫理条例	平成20年4月1日		×		×		×	×	×		
38 下野市職員倫理条例	平成20年4月1日	×	×		×		×	×	×		
39 宗像市職員倫理条例	平成20年4月1日	(*)	×				×	×	×	×	不当要求への対処:審査会での調査
40 大洲市職員倫理条例	平成20年9月29日	×	×			×	×	×	×	×	
41 三田市職員倫理条例	平成21年4月1日		×		×		×		×		
42 朝倉市職員倫理条例	平成21年4月1日	(*)	×				×	×	×		不当要求への対処:公正な職務の遂行を 損なう恐れのある場合の報告等
43 八尾市職員倫理条例	平成21年4月1日		×				×	×	×	×	
44 八幡市職員倫理条例	平成22年1月1日	×	×		×		×	×	×	×	
45 京丹後市職員倫理条例	平成22年2月1日	×	×		×		×	×	×		
46 瀬戸内市職員倫理条例	平成23年6月27日	×	×			×	×	×	×		
47 柏崎市職員の倫理の保持に 関する条例	平成23年10月1日	×	×		×			×	×	×	
48 小樽市職員倫理条例	平成24年4月1日						×		×	×	
49 桑名市職員倫理条例	平成24年12月1日	×	×			×	×	×	×		

市数	49	21	2	49	21	29	8	6	0	33
	(%)	43%	4%	100%	43%	59%	16%	12%	0%	67%

公益通報の条例

調査資料. 6

N0	条例名	施行日	不当要求への対処	公益通報	職員の責務	市民等の責務	外部委員会の設置	内部統制監の設置	運用状況の公表	要望全件記録制度	外部委員会の設置:公益通報相談員
1	鹿沼市職員等公益通報条例	平成16年4月1日	×		×	×	(*)	×	×	×	外部委員会の設置:公益通報相談員
2	伊賀市職員等公益通報条例	平成18年4月1日	×			×	(*)	×		×	外部委員会の設置:公益監察員
3	多治見市職員による公益通報に関する条例	平成19年4月1日	×			×	(*)	×		×	外部委員会の設置:市政監察員
4	長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例[再掲]	平成19年10月1日						×		×	
5	赤磐市職員等による公益通報に関する条例	平成19年10月16日	×		×	×		×	×	×	
6	深谷市職員等公益通報条例	平成21年4月1日	×		×	×	(*)	×		×	外部委員会の設置:市政監察員
7	三田市公益目的通報者保護条例	平成21年7月1日	×		×	×	(*)	×		×	外部委員会の設置:市政監察員

市数	6	0	6	2	0	6	0	0	4	0
	(%)	0.0%	100.0%	33.3%	0.0%	100.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%

(注)長浜市の条例については、不当要求行為の条例と重複するため、カウントしていない。

No	市名	条例名	施行日	担当	通用状況の公表		要望等の公表の状況	人口 (H25.12.1)	人口に対する 記録件数の 比率
					記録件数(H24)	その他			
1 (5)	神戸市	神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例	平成19年1月1日	行財政局 行政監察部 監察室	36,646	不当要求: 50件		1,540,474	2.38%
2 (9)	枚方市	枚方市 職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例	平成19年4月1日	総務部コンプライアンス推進課	2,207	不当要求: 0件		408,932	0.54%
3 (17)	生駒市	生駒市法令遵守推進条例	平成19年11月1日	監査委員事務局	152	不当要求: 0件 公益目的通報: 0件	全て公表	121,273	0.13%
4 (24)	高槻市	高槻市公正な職務の執行の確保等に関する条例	平成20年12月19日	コンプライアンス室	9,516	不当要求: 61件 (約6,000件は建設部)		356,693	2.67%
5 (29)	草津市	草津市政の透明化の推進および公正な職務執行の確保に関する条例	平成21年4月1日	総務部 総務課 法令遵守・法務文書グループ	1,362 聞き取り	不当要求: 6件 (約1,100件は、道路、河川関係)		127,431	1.07%
6 (35)	明石市	明石市法令遵守の推進等に関する条例	平成22年7月1日	内部公益通報について……総務部総務課 不当要求行為への対応について……総務部市民相談課 要望、提案等について……政策部市民相談課 行政オンブスマンについて……政策部市民相談課 外部公益通報の相談窓口……総務部総務課	264 聞き取り	公表は、102件 聞き取り	市民提案箱、市長陳情や各担当部署で受けた要望等の要旨と回答を公表	297,003	0.09%
7 (39)	篠山市	篠山市公正な職務の執行の確保等に関する条例	平成23年4月1日	総務部職員課 総務部総務課広報広聴係	666 (H24.10 - H25.9)		要旨(タイトル)を全て公表	43,797	1.52%
8 (42)	大津市	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例	平成24年4月1日	総務部コンプライアンス推進室	1,149	不当要求: 20件 内、捜査機関への告発等: 10件 公益目的通報: 3件		342,490	0.34%
8市					51,962			3,238,093	1.60%

